簡単チェックシート!



大を飼う上で 守らなくてはいけないこと

かんさつ ※

すみひょう

ロ鑑札・済票 を着けていますか?

- ◆ 飼い犬を登録すると、「鑑札※」が交付されます。また、年1回、 狂犬病予防注射を受けさせ、「済票」の交付を受けましょう。
- ◆ 交付された「鑑札*」や「済票」は、迷子にさせないためにも、 必ず首輪などに着けてください。
- ◆ 「鑑札*」「済票」を紛失したり、飼い主が変更となった場合などの 手続きについては、裏面の区役所衛生課まで御連絡ください。
- ※ 川崎市では、狂犬病予防法の特例制度により、環境大臣指定登録機関(日本獣医師会)にマイクロチップ情報を登録した飼い犬は、装着した「マイクロチップ」が「鑑札」とみなされます。

(鑑札)

(済票)





(マイクロチップの登録先) 犬と猫のマイクロチップ 情 報 登 録 環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会



https://reg.mc.env.go.jp

☑ 糞・尿 の始末してますか?

- ◆ 「糞」や「尿」は自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ◆ 外でしてしまった場合、「糞」は持ち帰り、「尿」は たっぷりの水で流すなどきちんと始末をしましょう。

☑ 鳴き声などで迷惑をかけていませんか?

◆ しつけが行き届いていると、周辺地域の方々にも 受け入れられやすくなります。

◆ 災害など、もしもの時も安心です。

しつけは?。

トイレは?



☑ 必ず リード をつけていますか?

- ◆ 公園や河川敷を含め、犬を放してはいけません。
- ◆ リードは短く持ち、確実に制御できるようにしましょう。
- ◆ もしも飼い犬が、人や他の犬等を咬んでしまった場合には、 各区役所衛生課まで届け出てください。





ペットに関する相談・問合せ先					
川崎区役所 衛生課	044-201-3222	幸区役所 衛生課	044-556-6681	中原区役所 衛生課	044-744-3271
高津区役所 衛生課	044-861-3322	宮前区役所 衛生課	044-856-3270	多摩区役所 衛生課	044-935-3306
麻生区役所 衛生課	044-965-5164	動物愛護センター	044-589-7137	健康福祉局 生活衛生担当	044-200-2447

当チラシは、ペットを飼育していない皆様にもお知らせしたいため、ペット飼育を禁止している 集合住宅等へも回覧させていただく場合がございます。何卒ご了承ください。

猫を飼っている方 世話をしている方へ



~あなたの知らないところで迷惑をかけていませんか?~

動物は私たちの心を癒してくれますが、**飼い主・世話をする人次第**で御近所の **迷惑** となり、地域の大きな問題となってしまいます。 **猫が嫌われる存在とならないため** にも、<u>以下のルール</u>を守って 猫が地域の問題とならないようにしましょう!

〗No!置き餌

- 餌の放置は、周りの迷惑と なります。
- 世話をする猫にだけ餌を与え、食べ残しはすぐ片づけましょう。

) 周囲へ配慮

野良猫問題を軽減するため、 猫の世話や不妊去勢手術を 行っていることを説明し、 地域の理解を得ましょう。

2 Stop!繁殖

- 世話をする猫には、不妊去 勢手術をしましょう。
- 川崎市では猫の不妊去勢手 術補助金制度があります。

5 飼い猫は屋内で

- 自由に外に出すと、猫にとって危険があるだけでなく、 近所の迷惑にもなります。
- ・猫は屋内で飼いましょう。

は 単尿の処理

- 猫は決まった場所で糞尿を します。
- 猫の頭数分のトイレを用意 し、糞尿の始末をきちんと 行いましょう。

6 所有者明示

- 猫に迷子札やマイクロチップをつけましょう。
- 区役所衛生課では迷子札を 無料配布しています。

地域猫活動サポーター登録制度をご存じですか?

地域猫活動とは、地域の野良猫による糞や鳴き声などの問題を解決するため、猫を排除するのではなく、<u>地域の方々の理解のもと</u>、ボランティアや地域住民等によって、猫の不妊去勢手術やルールに沿ったエサの管理など、<u>適正に猫を管理していく活動</u>のことです。

今以上に猫を増やさず、猫による被害を減らすことで、地域の生活環境をより良くし、暮らしやすい地域づくりにつなげることを目的とします。

活動地域や管理の対象となる猫を決めて、川崎市に登録すると、以下の支援が受けられます。

- ・サポーター証の発行
- ・不妊去勢手術費用の補助[※](メス 8,000円 オス 6,000円)
- ・市動物愛護センターでの不妊去勢手術(無料)
- ・捕獲用ケージの貸出し

登録にあたり、一定の要件がありますので、詳しくは、区役所衛生課までお問合せください。 ※手術費用が補助額を下回った場合は、その実費額を補助します。







川崎市地域猫活動 https://www.city.kawasaki.jp/ 350/page/0000101755.html

A

犬や猫の愛護動物の虐待・遺棄(捨てること)は犯罪です。

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。
- ・愛護動物を虐待又は遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。 暴行を加えるなどの意図的な行為のほか、必要な世話を行わない、ケガや病気の治療をせずに放置するなど、 やらなければならない行為を行わない場合(ネグレクト)も虐待に含まれます。